

放送法順守請求訴訟について（10/27）

原告弁護団弁護士 阪口 徳 雄

1 はじめに

- 私とNHKとの関わり
- 靱井会長就任後から40年間払っていた受信料一時停止

2 宮内さんの裁判の重要性

(1) 請求の趣旨

- 被告は、原告に対し、ニュース報道番組において放送法第4条を遵守して放送する義務があることを確認する。
- 被告は、原告に対し、金5万5000円を支払え。

(2) 放送法4条とは

放送事業者は、国内放送及び内外放送（以下「国内放送等」という。）の放送番組の編集に当たっては、次の各号の定めるところによらなければならない。

1号「公安及び善良な風俗を害しないこと」、

2号「政治的に公平であること」、

3号「報道は事実をまげないですること」、

4号「意見の対立している問題については、できるだけ多くの論点を明らかにすること」を規定している。

(3) NHKのニュース報道の最大の問題点

放送法第4条4号違反であろう。例えば安倍の国会答弁、コメント、記者会見の内容を客観報道の形をとりながら実際は政権の方針を無批判に伝える役割を果たしていることである。安倍政権に反対、批判する批判、意見は報道されない。されてもごく短い時間しか放送しない。一番視聴率の高い夜の7時、9時のニュースではなく、あまり見ていない朝早い6時のニュースとか夜の11時などのニュースだったりして、帳尻合わせをしている。

3 裁判の争点

(1) NHKの反論

放送法4条順守訴訟について

- ① 放送法第4条はNHKに対して法的義務を定めたものではなく倫理的義務を課したものであるから法的義務でない以上、視聴者がNHKに対して司法上の確認請求権などもない。
- ② 放送法の定めは公法上の義務であり、個々の視聴者に対して放送法に定める債務を負っていない。

③法4条は受信契約成立の為の「前提」でもない。

□ 損害賠償請求訴訟について

NHKは特段の反論をしていない。おそらく特定の放送について、原告の名誉が毀損された時などは慰藉料請求を認めているが、一般的なNHKのニュースについてある内容で個人が精神的苦痛を受けたという場合にその精神的苦痛の具体的な苦痛の内容を立証しないと簡単には慰藉料請求を認めないのでこの論理は当然だというのであろう。

(2) 原告の主張

□ 放送法4条順守訴訟について

① 放送法「第81条 協会は、国内基幹放送の放送番組の編集及び放送に当たっては、第4条第1項に定めるところによるほか、次の各号の定めるところによらなければならない」という定めはNHKに法4条の順守の義務を課していると思われる。この条文も「倫理規定」ということになるのか。

② 放送法は4条において国内放送についての放送事業者の義務を規定し、その上で第5条において「放送事業者は、放送番組の種別(教養番組、教育番組、報道番組、娯楽番組等の区分をいう。以下同じ。)及び放送の対象とする者に応じて放送番組の編集の基準(以下「番組基準」という。)を定め、これに従って放送番組の編集をしなければならない」と定めている。

NHKはこの条文を受けて、国内放送番組基準を作っている

<http://www.nhk.or.jp/pr/keiei/kijun/>

この中の「第5項 論争・裁判」において

『意見が対立している公共の問題については、できるだけ多くの角度から論点を明らかにし、公平に取り扱う』。

と法4条4号とほぼ同じ内容を定めている。NHKが自ら作成した国内放送番組基準を作った以上、これに従って放送する義務を自ら負担することを誓っているのである。

放送法4条は放送事業者に課した基準であると思われるが、仮に放送法4条がNHKのいう通り『倫理規定』であったとしてもNHKが自ら作成した国内番組基準については従う法的な義務があることになると思われる。

(注) その点で本裁判の予備的請求の趣旨を「国内放送においてNHKが自ら定めた放送番組基準に従って『意見が対立している公共の問題については、できるだけ多くの角度から論点を明らかにし、公平に取り扱う』ことの義務あることを確認する」を追加する必要性があろうか。

③ NHKの受信料契約が「特殊な負担金」説に対する原告の反論

○受信契約は放送法第64条1項において「協会とその《放送の受信》についての契約をしなければならない」とある。この文言は「NHKの放送の受信」を前提にしている。「放送の受信に関する契約締結義務」があると規定しているのであって租税のような「負担金」支払契約とは記載していない。

○「契約」とある以上、受信者の自由意思を介して契約を締結させる道を選択させているのである。このようにして締結された契約は私法上の契約法に従って規律されねばならない。NHKの債務はNHKが放送法4条又は国内放送番組基準に従って放送することを契約者に放送することを義務付けられているからこそ受信料を締結義務を負うのであって、放送法4条(又は国内番組基準)を守らなくもの良い「倫理」規範でしかないというなら、NHKの公共放送の実質的根拠がなくなってしまう。多くの視聴者は少なくともそのような期待をもって契約していることは明らかである。

松阪牛として継続的に購入していたが実は、そのうち大半はアメリカ産であったという場合に松阪牛を購入している以上、松阪牛をよこせという請求ができるのと同じ理屈である。少なくとも放送法4条が守られるという期待をもって契約締結して、その後も契約を継続しているのである。そのような放送法4条(又は国内番組基準)は視聴者に対して「倫理」規範でしかないなら、その期待権を侵害していることになろう。

○「特殊な負担金説」という判例は多い。この見解はNHKの財源を維持する立場に重点を置いた見解であり、又NHKが受信契約者には一切の債務を負担しないという国側の論理である。

しかし放送法が「契約」と定めていること、「負担」という放送法にはない概念を導入していること、契約締結という特殊な公法上の義務があるとしても一旦「NHKの放送の受信契約」をした以上、契約法理で処理するのが契約

法に従うことになるかと解するのが、契約法の常識。ただ、NHKとの契約において、全て契約法理が妥当しない領域があるが、それはどのような契約であっても同じである。どの場面で適用されないかの各論の議論をすべきであり特殊な負担金説で全てを切ってしまう判例の法理は是正させるべきであろう。その点では、特殊な負担金説を私法論理面から論破する必要がある。○この論理はではNHKはどのような放送をしても一切契約者が異議が言えないことになるのかという反論にはNHKはどう答えるのか。釈明してみたいものである。

④ 放送法は公法と私法が混ざった法律である。これを判例のように全て私法契約法理で視聴者の権利を切り捨てる論理は実態に合致しないし、契約者の多数の者の意思にも反する。NHKは放送法上認められた公法人である。契約者は公法人(NHK)に対して行政事件訴訟法第4条の「実質当事者訴訟」と言えないか。(仮説)

□ 損害賠償請求について

慰籍料請求訴訟は多数提訴されているが、全て棄却されている。期待権侵害論などの一段の工夫が要求される

(3) 裁判所の態度、姿勢には楽観できない。

判例は、視聴者の主張を認めていない。しかしこれらの判例は受信料を払わない裁判の中で理屈であるので「大義」はNHKにあった。しかし今回の訴訟は放送法4条を守れという極めて当たり前の訴訟であり「大義」は原告にある。

同時に抽象的な裁判ではなく、NHKのニュースが如何に放送法4条に違反しているかの実態をこれでもか、これでもかと主張することにある。放送法に違反している実態を指摘することは、この裁判の勝ち負けも重要であるが、NHKのニュースのあり方を変える一手段にもなる。

4 その為には全国各地で訴訟を起こそう

この訴訟は不払いという消極的、抵抗裁判ではなく、NHKに受信料を払い、ながら、NHKに要求する新しい裁判である。その要求はごく当然の要求である。訴訟法的にはややこしい議論があるが、大義は視聴者にある。

原発差止訴訟は以前には「原子力規正法には、付近住民の訴えを認める条文がない」ということで訴えが殆ど却下されてきた。敗訴、敗訴の連続であったが、スリーマイル事件などが発生してから付近住民のうち〇〇mの人々には原

告適格が認められ始め、3. 1 1 事件以降はそのような門前払いはなく、時には、原発差止まで認められる時代になった。

NHKはテレビ放送の根幹であり、だからこそNHKは放送法4条を守る義務があることの確認訴訟はNHKのニュースのあり方を問う新しい裁判である。

原発訴訟は負けても負けても提訴を行ったようにNHKのあり方を問う訴訟を全国各地で起こそう。どこかの地裁で、勝つ判決が生まれる可能性がある。繰り返し、繰り返し、提訴し、負けることを恐れてはならない。

5 NHKのニュース報道を真正面から取り上げ、安倍チャンネル化の実態を批判し、NHKの偏頗性を拡散することが重要。

裁判だけではNHKの安倍チャンネル化を阻止できない。

裁判を通じて、各地でNHKのニュース報道の安倍チャンネル化している実態を拡散することは、NHKの中で真面目な職員を励まし、権力にすりよる幹部連中を牽制する大きな役割をはたすことになるろう。

その中でNHKのニュースの安倍チャンネル化した実態を各人の思い思いの意見を法廷にだすことで、今までのつぶやきを訴訟という「大きな声、世論」にして行こう。当面、大阪、神戸、京都で同じような訴訟の準備ができないか議論をしたいものである。